飛鳥池遺跡出土

「加毛評柞原里人」木簡について

西別府 元 日

はじめに

日本の古代国家成立の画期を、大宝元年(701)の大宝律令制定にもとめることは、異論のないところであろう。かくして登場した古代国家が、きわめて強力な意志をもって画一的な諸制度を浸透させる中央集権国家であったことも否定しがたいところであろう。この中央集権国家の揺籃期ともいえる7世紀後半において、それぞれの地域的特性を前提にしながらも、列島諸地域は国一評(郡)-里の行政単位に分割され、地域の民衆はそのなかに編入されていった。そして彼らは、国家的需要を前提にした租税体系のもとで、その生産の成果と労働力を収奪され、国家の物流体系・生産体系のなかに組織されていったのである。

こうしたシステムの形成と展開を考えるうえで、平城京域・飛鳥京域の埋蔵文化財調査で出土確認される文字資料は、きわめて大きな意味をもっているといえよう。約40年の調査によってえられた各種文字資料、とりわけ荷札木簡は、地域編成の結果としての行政単位と国家への納入物が直截に記載されているため、列島各地の古代社会の実像にせまるうえで、きわめて具体的な資料なのである。

このような出土文字資料に記載される行政単位を、列島上の諸地域に比定するうえで、大きな役割をはたしたのが源順著「倭名類聚抄」(以下「倭名抄」と略記する)であった。従来から進められていた「倭名抄」記載郡郷の比定が、出土文字資料と結合することによって、地域と宮都との関係が具体的に明らかにされてきたのである。しかし、出土文字資料と「倭名抄」記載が合致する場合はほとんど問題ないが、やっかいなのは、その記載された行政単位が「倭名抄」にみえなかったり、行政区分上のずれがあったりする場合である。

このような場合には、調査報告書などでは未詳とされることが一般的であり、それは調査にたずさわる方々の今日的状況を思えば、やむをえざることである。しかし、地域史研究の立場からみれば、こうした素材こそ、地域の歴史的動向を具体的に反映したものではないかと考える。たとえば、「備前国珂磨郡」記載木簡を考察し、律令国家による地域編成のありようと地域社会の歴史的実相を解明した吉田晶氏の研究(1)などは、地域史の立場からの木簡研究のありようをしめす優れた研究といえよう。本稿はこうした地域史研究の立場から、従来未詳とされてきた地名木簡のひとつをとりあげ、国家成立期の山陽道・瀬戸内海地域の様相を考えようとするものである。

1. 「加毛評柞原里人」木簡の出土

日本最初の寺院建築のひとつ飛鳥寺の東南に位置する飛鳥池遺跡の調査(飛鳥寺1991 — 一次調査)は、藤原朝期の金属工房跡を検出するなど、きわめて大きな意義をもった調査であった。本稿がおもにとりあげる木簡も、この調査によって出土したものである。問題の木簡の釈文と法量は次のとおりである⁽²⁾。

·加毛評柞原里人

(25)「氷間戸」 (171・35・4)

(26)「・鉾打主寸馬

馬」 (189)・24・5)

(27)「物部麻呂」 (95)・(16)・2)

またこれらの木簡以外に、「石河宮」「坑」の墨書をもつ7世紀末ころの土師器鍋や、「養戸」の墨書をもつ甕、「鮓」の墨書された須恵器坏などが出土している。

一連の文字資料の作成時期について報告書は、大宝元年以前、五十戸制から里制への変更がおこなわれた時点を含めた時期を想定している。そして、これらの木簡の記載や遺物から、この金属工房においては、鉄製品とくに釘・鎌・刀子・鑿・鏃や、銅製の釘・円鐶・人形のほか、鋳型を使っての銅鏡・仏像など各種金具の生産がおこなわれていたことを指摘している。木簡群はこうした工房における、製品の供給先ないしは原料の調達先、工人とこれを支える生活物資を負担したと考えられる地域にかかわるものであるとされている。

当該「加毛評」木簡は、長方形の材の一端に左右から切り込みが施された、いわゆる6032型式の荷札木簡である。したがってこの木簡は、飛鳥池工房で使用する材料もしくは工人の生活物資に付して「加毛評柞原里」から運ばれたものと考えられる。同じ荷札木簡としては、 $(4)\sim(11)$ の木簡があるが、これらの地名に着目すると、ある特徴がうかがわれる。それは、近年異論もある「加佐評」を、旧説にしたがい吉備地域とするならば $^{(4)}$ 、内海・山陽道地域との関連が濃厚な点である。

「加夜評章守里」は『倭名抄』の備中国賀夜郡足守郷にあたると考えられる。また「湯評」の一部は『倭名抄』の伊予国温泉郡に該当する。ただし、『倭名抄』の温泉郡には「伊波田」「大井」「井刀」などの郷名はみえないが、浮穴郡に井門郷、濃満郡に大井郷がみえる。平城宮出土の木簡のなかには「温泉郡井門郷大田里久米大虫」という記載⁽⁵⁾も見えるので、郡(評)郷里制下の温泉郡(湯評)の範囲を広く考える必要もあるのではなかろうか。

ところで、こうした荷札木簡が付されてきた貢納物は何であったろうか。まず注目されるのは木簡(IO)の「里鐵」記載である。あきらかに貢納物としての鐵に付されたものである。古代の鉄産地としてまず挙げられるのが、吉備を中心とした中国山地周辺部であることは周知のところである。古代の鉄関係木簡のほとんどすべてが、この地域にかかわっていること (6) から考えても、飛鳥池工房と内海・山陽地域との関係の強さを想定すべきであろう。

しかもこの工房で生産される銅製品に関しても、山陽地域との関係が想定される。銅産出遺跡としては、奈良東大寺大仏の料銅産出地の可能性が指摘されている長登遺跡が著名であるが、近年これに先行する国秀遺跡や中村遺跡など産銅遺跡が確認され、中国山地西部のスカルン鉱床や熱水鉱床が注目されている。銅産地としては、武蔵・山城・摂津などの一部にも確認されているものの、石見・美作・備前・備中・備後・長門・豊前などが産出の大半をしめていたとされる⁽⁷⁾。

文献関係では、文武 2 年(698)に因幡・周芳両国から銅鉱が献上され、長門・安芸からも金青・緑青などの銅酸化物産出が確認されている⁽⁸⁾。やや時代はさがるが、いわゆる二条大路木簡として「安芸国銅廿斤」と記す付札木簡が出土⁽⁹⁾し、天平 2 年(730)には周防国熊毛郡牛嶋と吉敷郡で産銅の事実がある⁽¹⁰⁾。さらに時代がくだるが貞観12年(870)には、備中・備後両国に鋳銭用の銅を

採掘上進させている⁽¹¹⁾。このような銅産出地域の広がりから考えても、飛鳥池工房と山陽地域との関係の深さが想定される。

またこの木簡群の年代を比定するうえで重要な木簡(2)の「大伯皇子宮物」という記載や、木簡(3)「石川宮」、さらには甕の墨書「養戸」などにも注目する必要があるのではなかろうか。大伯皇子すなわち大伯内親王が、吉備の大伯海で誕生したことは『日本書紀』にも記載がある⁽¹²⁾。皇子とその生誕地とに一定の関係が継続されるか否かについては疑問もあるが、「大伯」を親王名としていることから、もと大伯国造であった吉備海氏が⁽¹³⁾養育氏族とも考えられる。大伯皇子宮を単に注文主として考えるのみならず、必要物資の供給源とするならば、この工房と吉備地域東部とは密接な関係にあったことが想定されるのである。

石川宮については、「飛鳥やその周辺地域に点在していたとおもわれる宮」「石川宮が天皇家にかかわるものであることはいうまでもない」「石川宮は未詳だが、石川の地名は蘇我馬子の石川宅のあった今の橿原市石川町のあたり」などとされている (14)。たしかに石川宮を宮号として、その修造のための金具などの生産を考えることも可能であろう。しかし、皇子名にその居所を意味する「宮」を付した「大伯皇子宮」という表現を勘案すれば、「石川宮」を同じように個人名に「宮」称を付した表現と考えることも可能ではなかろうか。たとえば、いわゆる長屋王家木簡には「長屋親王宮」「長屋皇子宮」「長屋王宮」「長屋皇宮」の表記が散見され、しかも「□屋宮」と記す木簡も確認されて(15)いる。また藤原宮跡出土の木簡では「右舎人親王宮帳内」という表記もしられる(16)。

かりに以上の解釈が可能であるならば、石川宮の居住者としては、石川王という人物を比定することができよう。石川王は壬申の乱において天武(大海人皇子)方についたと考えられている人物で、その後播磨総領となり⁽¹⁷⁾、天武天皇8年 (679) 吉備大宰として任地で死去した際に「諸王二位」を贈られている⁽¹⁸⁾。吉備大宰の管轄地域・職掌など明確でない部分が多いが、彼もまた、山陽地域と深い関係にあったことが想定される。伴出木簡群にみえる伊予にも伊予総領がおかれて、南海道を管轄していたことがしられるが、何らかの関係があるのかもしれない。

養戸についても判然としない部分があるが、養戸の意味に関しては次の史料に注目したい。

故太政大臣職田位田養戸、並収於官。(19)

禁断諸国司等不住旧館、更作新舎、又到任一度須給鋪設、而雖経年序更亦給之、又各置養郡、 令煩資養。⁽²⁰⁾

前者は、養老2年(718)に死去した藤原不比等の職田・位田ならびに封戸を収公したものと解釈されている。一方後者は、国司が国司館を新築することのほか、特定の郡を自らの必要物資・労働力を調達する郡と定めることとされている⁽²¹⁾。このような正史における「養」字の使用例から考えると、「養戸」墨書の甕は「宮」封戸からの調達か、工房維持ないし工人たちの資養のための戸から調達されたものといえよう。後者の可能性が高いが、その場合は墨書をもつ甕以外に、工房で使用する物資もまたこれらの戸から調達されたと考えるべきであり、木簡に記載された地域に「養戸」が設定されていたとも考えられる。またかりに前者とすれば、山陽・内海地域での王臣封戸の設定を想定しなければならないであろう。

近年の埋蔵文化財調査等によって、封戸と王臣貴族との直接的関係を想定させる木簡が確認されている⁽²²⁾。また、たとえば西国の封戸の税を東日本に移すという天武期の記事が⁽²³⁾、王臣貴族家

政機関の地域における活動の反映とも考えられるようになっている。大伯皇子宮物もこうした封戸から供出された可能性を想定する必要もあるのではなかろうか。以上の論述は、推測に推測を重ねたものであり、必ずしも拘泥するものではないが、今後の出土文字資料の増加とあいまって考究したい課題である。

以上検討してきたごとく、地名・貢納物・原料などいずれについても、飛鳥池工房と山陽・内海 地域との関係性の深さが確認できるのであり、当該木簡に記された「加毛評柞原里」は山陽・内海 地域のいずこかに設定された行政単位であったと推定されるのである。

2. 「加毛郡柞原郷阿斐」木簡とカモ・ミハラ地名について

前節においては、7世紀後半から末期のものと推定される「加毛評」木簡が、山陽・内海地域からの荷札木簡の可能性がたかいことを指摘した。しかし、この文字資料は孤立したものではなく、関連すると考えられる木簡が平城宮跡からも出土しているのである。以下、平城宮跡出土木簡を中心に検討をすすめるが、まず次に釈文と法量を掲げる⁽²⁴⁾。

·加毛郡柞原郷阿斐

・里五斗 (175・25・8)

この木簡は、昭和40年度第22次調査において、内裏東方の造酒司官衙と推定される地区の幅70センチ深さ20センチの溝 (SD3035溝) から出土したものである。伴出木簡は313点であり、年紀のある木簡のうち最古は霊亀2年(716)、最も新しい年紀は天平勝宝8歳(756)である。

木簡についての所見として報告書では、「表の切込み部に付紐の痕跡が残っている。柞原郷と記録した箇所には3文字より余分の墨書があるので、一度墨書した後これを削り、さらに墨書したと考えられる。加毛郡は参河・伊豆・美濃・佐渡・播磨・安芸の各国にあるが、柞原郷はいずれにもみえない。」と記されている。木簡は6033型式で、一端を尖らせた形状である。

まずこの木簡について考えなければならないことは、表裏の記載の関連である。当該木簡のよう に裏表記の第1文字が郷ないし里ではじまる木簡としては、

「伊勢国三重郡川尻/里人□□□□□□□ (25)

「備前国子嶋郡小豆鄉志磨/里白猪部乙嶋調三斗」(26)

「備中国浅口郡阿智/郷□□里□ □ 」 (26)

「淡路国津名郡育波鄉月/里百姓戸海部飯万呂調三斗」(27)

「伊勢国安濃郡建部/里建部安万呂」(28)

などがある。

このうち、伊勢国三重郡については「倭名抄」に河後(加槃之利)郷を、安濃郡については建部 郷を確認でき、備中国浅口郡についても高山寺本「倭名抄」に「阿智」郷を確認することができる。「伊勢国安濃郡」木簡は、圭頭の他端を尖らせた形式で、写真によれば表8文字、裏6文字が余すところないように記載されているので、木片の制約上「建部郷」が途中で分記されたようになっている。こうした行政地名や木簡記載の状況からみれば、行政地名と行政単位を表裏に分けて記載することは一般におこなわれていたと考えられる。

「債前国子嶋郡」木簡の場合は、同じ遺構から「備前国子嶋郡小豆郷志磨里/日下部忍口調十口」

と記す木簡が出土している。したがって、写真などによる確認はできなかったが、志磨里が字数と木片との関係で分記されたものと考えられる。「淡路国津名郡」木簡の形状は、6032型式で下端に折損はないようであるが、実見できなかったので、分記の問題についてはなんともいえない。

「加毛郡柞原郷」木簡の形状は、上端の左右に切り込みがあり、下端が尖った6033型式であり、図版によると下端に1字分ほどの余白がうかがえる。しかし「斐」字の下から先端を尖らすための削痕がみられるので、木片の整形に規制されて分記したと考えることも可能である。上述の傾向なども考えると、「加毛郡柞原郷阿斐里五斗」という連続の表記が途中で分記されたものとみなしてよいであろう。したがってこの木簡が、霊亀3年から天平10年ごろまで施行されていた郡郷里制度下の、きわめて限定された時期のものであることは間違いない。

当該木簡の出土遺構(SD3035溝)は、造酒司に関連する溝と考えられている。造酒司においては、 大炊寮から造酒用の米を供給されて使用していたとされる。とりわけ、この遺構から出土した木簡 群のなかには、神亀元年(724年)の聖武天皇の大嘗祭にかかわるものが多いとされている。これら の木簡群に記された郡郷名を整理すると表1のようになる。

表1のうち、所管の国郡が判明しない八弁郷について『平城宮木簡二』では、『倭名抄』によれば 摂津国八部郡、常陸国河内・那珂・久慈の各郡、備中国賀夜郡に同名郷があるが、春米運京との関 係からすると備中国賀夜郡の可能性が高いとされている。また両村郷については、『倭名抄』の尾張

国山田郡と讃岐国鵜足郡に両村郷があることの みが記されている。讃岐・尾張両国とも春米運 京にかかわっており、いずれとも決しがたいの である。

川上郷について、『平城宮木簡二』では、何も 指摘されていない。「倭名抄」によれば、遠江国 城飼郡と近江国高島郡に河上郷、安房国平群郡、 飛驒国益田郡、越中国礪波郡、丹後国熊野郡、 肥前国基肄郡、肥前国小城郡、大隅国肝属郡、 薩摩国川辺郡などに川上郷がみえている。舂米 運京との関連でいえば、遠江、安房、飛騨、越 中、肥前、大隅、薩摩各国は対象からはずれる から、近江、丹後のいずれかということになる。 また山田郡は、『倭名抄』では伊賀、尾張、上野、 讃岐の各国にみえるが、舂米運京との関係から 上野国は対象外ということになる。名張里につ いては、里表記が郡里制下の里名か郷里制下の 里名か、いずれとも決しかねる部分もあるが、 「名張」という地名からみると伊賀国の行政地名 かと考えられる。

以上のような伴出した運米開係木簡の供給地

表1 造酒司遺構出土木簡にみえる米の貢進郷

表1 造酒司遺構出土不間にみえる木の貝進科							
国		郡		郷		料米	
[伊	賀〕	安	拝	服	織		
伊	勢	飯	野	黒	(田#)		
尾	張	中	島	石	作	酒	米
[尾	張〕	山	田	山			
(丹	波〕	〔桑	田)	(JII	7) 人	赤	多米
[丹	波〕	氷	上	井	原	赤扣	島米
[丹	後]	与	社	謁	〔叡』〕		
丹	後	竹	野	舟	木		
丹	後	竹	野	芋	野	赤星	\$ 米
丹	後	熊	野	田	村		!
播	磨	赤	穂	大	原	赤	米
美	作	勝	' ⊞	豊	国		
備	後	御	調	諫	山		
[紀	伊〕	〔那	賀〕	荒	河	酒	米
		山	田			赤	米
		加	毛	柞	原		
				名	張(里)		
				両	村	御	酉 米
				八	弁	春御	酒米
				Л	上	赤	米
(『巫母古太館二』th一部改亦転載)							

(『平城宮木簡二』より一部改変転載)

域を勘案すれば、畿内周辺の国々や海運の便が想定される地域ということになる。すなわち、尾張・伊賀・丹波・丹後など畿内近隣諸国と、瀬戸内海沿岸地域からの貢進米が、大嘗祭用の造酒に利用されたことが推定されるのである。したがって「加毛郡柞原郷」も、こうした地域枠のなかに所在する行政単位と考えるべきであろう。

このように、前節で述べた「加毛評柞原里」と「加毛郡柞原郷」とは、ともに西日本とりわけ内海・山陽地域の行政単位であった可能性がたかいのである。大宝元年の大宝令施行にともなう評制から郡制への移行をはさみながらも、評・郡名も里・郷名も同一であれば、両者の性格・範囲等に若干の変更はあったとしても、行政単位としては継続されていたと考えるのが最も合理的で、かつ穏当な見解⁽²⁹⁾といえよう。それではこの「加毛郡柞原郷」は、現在の内海・山陽地域のどこに比定されるのであろうか。以下、この点について検討したい。

藤原・平城両宮跡などの発掘調査によって、「倭名抄」にはみえない郡郷名を記す木簡の事例が増加している。しかし、それでも「倭名抄」が古代地名比定の最も基本的な史料であることは否定しがたい。こうした一定の限界や、建郡ないしは郡郷再編成による名称変化の可能性もあるが、『倭名抄』からカモ・ミハラ地名を抽出すると表2のようになる。なお、木簡にみえるカモ・ミハラ地名としては、「葛木上郡賀茂里」「葛木上郡□ (#カ) 原里」「神石郡賀茂郷」などがある (30)。 葛木上郡は大和国葛上郡のことであり、神石郡は備後国に属するが、いずれも『倭名抄』にはみえない。

ミハラ地名が確認されるのは、安房・備後・周防・筑前各国の郷名、淡路・筑後各国の郡名としてである。これにたいしカモ地名が確認されるのは、三河・伊豆・美濃・佐渡・播磨・安芸各国の郡名、山城・三河・伊豆・安房・若狭・佐渡・丹波・出雲・隠岐・美作・備前・安芸・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐の各国郷名としてである。すなわち、カモ地名とミハラ地名が共存する郡はなく、安房・淡路両国においてカモ・ミハラ地名が近接しているのみである。

表2	「倭名地」にみ	はえるカモ・ミ	ハラ冊タ	(少け木筒でも	(確認できるもの)

The live and the l						
山城国		愛宕郡賀茂郷	播磨国	☆賀茂郡		
H-%L		相楽郡賀茂郷	美作国		☆勝田郡賀茂郷 苫東郡賀茂郷	
三河国	☆加茂郡	賀茂郡賀茂郷 寶飯郡賀茂郷 設楽郡賀茂郷	備前国		津高郡賀茂郷	
			備後国	☆御調郡	御調郡柞原郷	
伊豆国	☆賀茂郡	☆賀茂郡賀茂郷	企 类园	<i>7</i> 19.±15.±17	賀茂郡賀茂郷	
安房国		長狭郡賀茂郷 朝夷郡御原郷	安芸国	賀茂郡	山県郡賀茂郷	
			周防国		玖珂郡柞原郷	
上総国		武射郡加毛郷	淡路国	☆三原郡	☆津名郡賀茂郷	
美濃国	☆賀茂郡		阿波国		☆名方東郡賀茂郷	
若狭国		丹生郡賀茂郷	讃岐国		阿野郡鴨部郷	
佐渡国	賀茂郡	賀茂郡賀茂郷	(31. ₹% l=1		新居郡賀茂郷	
丹波国		氷上郡賀茂郷	伊豫国		越智郡鴨部鄉	
出雲国		能美郡賀茂郷	土佐国		土佐郡鴨部郷	
隐岐国		☆周吉郡賀茂郷	筑前国		糟屋郡柞原郷	
		以向古砂貝及料	筑後国	☆御原郡		

安房国の場合は、長狭郡に賀茂郷、朝夷郡に御原郷が確認される。しかし、長狭・朝夷両郡に平群・安房の2郡を加えた4郡は、養老2年に上総国から分割されて安房国とされるなど、8世紀前半には郡として確定している (31) ので、カモ郡ミハラ郷はありえない。さらに安房国は、「加毛評柞原里」「加毛郡柞原郷」両木簡の検討から想定される、内海・山陽地域とはまったくあいいれない。

淡路国では、三原郡に近接して津名郡賀茂郷が所在する。津名郡については、和銅7年(714)の年紀をもつ津名郡物部里からの荷札木簡が平城宮から出土しており、三原郡については、天平7年の紀年木簡が出土している⁽³²⁾。すなわち津名郡については、「加毛郡柞原郷」木簡より先行することがわかるが、三原郡については不明である。しかし『日本書紀』に淡路屯倉設置が記されており⁽³³⁾、大化前代から淡路島への大和王権の浸透があった。さらに応神紀には「淡路御原之海人八十人」が水手として吉備に派遣されており、また大王が淡路島を遊猟の地としていたことが記されている⁽³⁴⁾。応神皇女の一人が淡路御原皇女と称されている⁽³⁵⁾のも、大化前代における大和王権との関係の深さの反映であり、御原が淡路島の地名として広く認知されていたことをしめすものであろう。

このような点を考えれば、郡さらには先行する評の設定段階で、「御原 (美波良)」が郡・評名と して採られた可能性は高いであろう。こうした「三原 (美波良)」郡名の歴史性を考えるならば、彼 の地に「加毛郡柞原郷」を想定することは不可能である。

隣接する郡においてもカモ・ミハラ地名の併存が考えられないとすると、「加毛郡柞原郷」に該当する行政単位をみいだすことは困難であり、これを未詳とした『平城宮木簡二』の指摘は穏当なものといえよう。しかし、視点をやや広げて、山陽地域のカモ・ミハラ地名を検索してみると、安芸・備後「国界」を越えて、賀茂郡と柞原郷が近接していることが注目される。この令制国の「国界」を越えた地域に、かつてひとつの行政単位が存在していた可能性はないであろうか。それは、「加毛評柞原里」が令制国としての安芸に編入され、大宝令制のもとで「加毛郡柞原郷」となり、さらにその後の改編によって備後国「御調郡柞原郷」とされた可能性である。次節では、この点について検討を加えることとしたい。

3. 安芸・備後「国界」地域の歴史的特質

律令制下における「加毛郡柞原郷」から「御調郡柞原郷」への改編の可能性を考えるまえに、この「国界」地域における律令国家体制の歴史的前提を確認しておきたい。

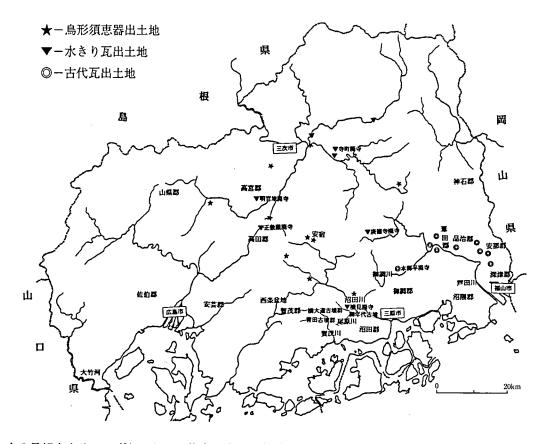
対象となる地域は、別図にみる沼田川流域を中心に、その東方の芦田川流域から、西方の西条盆地にいたる地域である。この地域は古代の山陽地域において一大地域政治勢力となった吉備の周縁部に位置する。6世紀後半の地域的政治勢力の分布を考えるうえでの基本史料「国造本紀」によれば、この地域の国造として「吉備穴国造」「吉備品治国造」「阿岐国造」が任命されていたと考えられる。この3国造の系譜や任命の時期は、次のように記されている。

吉備穴国造 纏向日代朝御世。和邇臣同祖。彦訓服命八千足尼定賜国造。

吉備品治国造 志賀高穴穂朝。多遲麻君同祖。若角城命三世孫大船足尼定賜国造。

阿岐国造 志賀高穴穂朝。天湯津彦命五世孫飽速玉命定賜国造。

『国造本紀』は、一部に後世の述作をうけた可能性はあるが、原史料の成立は推古朝ないし6世紀中葉とするのが近年の定説である。本文に記された国造は、6世紀以後7世紀後半まで存続したと



する見解もある。いずれにしろ、律令国家への始動がはじまる時期の山陽地域の政治構造を考える には、まずこの史料から検討すべきであろう。

奈良時代末期に外従五位下を叙位された釆女の安那公御室⁽³⁸⁾は、この安那公の出身と考えられるので、依然として芦田川流域の豪族として勢力を有していたことがわかる。また『日本霊異記』には牛・布・綿・塩などを交易する穴君弟公という人物が登場するので⁽³⁹⁾、富豪的存在として地域経済にも大きな役割をはたしていたことがうかがわれる⁽⁴⁰⁾。穴君一族は、大化前代から8世紀末期まで、連綿として芦田川流域の豪族として威をふるっていたのである。とくに6世紀初頭には、穴国造の支配領域と考えられる姸塚国に、膽殖屯倉・膽年部屯倉がおかれている⁽⁴¹⁾。両屯倉の比定地は、

未詳であるが、大和王権との密接な関係がうかがわれる。

吉備品治国造は、多遲麻君と同祖関係にある。多遲麻君は但馬国造の一族と考えられるが、「古事記」では、開化天皇の皇子である日子坐王の督孫息長宿彌王の子大多牟坂王が多遲麻国造の祖であるとしている。そして大多牟坂王の異母兄弟が、吉備品遅君や針間阿宗君の祖である息長日子王であるとしている。しかし、但馬国造については異系の所伝もあり、明確ではない部分もある。また「古事記」によれば、日子坐王の子孫から伊勢品遅部君や当麻勾君・日下部連、甲斐国造・三野本巣国造など畿内周辺の伴造・国造系豪族が派生しているので、吉備の品遅部氏も本来は吉備に設置された品治部の伴造となった豪族かと考えられる。さらに仁徳紀には、大王と対立した隼別皇子を伊勢まで追跡殺害した人物として、吉備品遅部雄鮒という人物が記されている(13)。大和王権にたいして密接な関係にあり、大王に奉仕する一族であったと考えられる。

先述の「日本霊異記」には、殺された穴君弟公の髑髏を手厚く葬って報恩をうけた人物として、 葦田郡大山里の品知牧人が記されている。また貞観6年(864)には備後国品治郡人左史生品治公宮 雄が本居を山城国葛野郡に改めた記事がある (44)。さらに時代がくだるが、延喜6年(906)に亡く なった東寺長者の僧正益信は、備後国の人で品治氏出身であったとされる (45)。このような律令時代 の品治氏にかかわる事蹟をみても、連綿として芦田川流域の豪族として威をふるい、その一族には 中央官人化するものもあったことがうかがわれる。

穴国造にしても品治国造にしても、吉備を冠しながらも吉備一族とは異質の祖先伝承をもった一族が国造となったことは、吉備一族の支配権の縮小とこの地域の有力首長層の自立化を意味するとされる (46)。しかし、その自立化は、部民・屯倉制 (47) などをとおした大和王権との開係の親密さに基づいたものであった。

このような吉備穴、吉備品治両国造にたいし、阿岐国造と同祖関係がつたえられるのは、山陽道地域の波久岐国造のほかは、阿尺国造・思国造・伊久国造・染羽国造・信夫国造など陸奥周辺の国造と佐渡国造である。そこには、王権ないしは畿内豪族との同祖関係を確認することはできない。同祖関係はもちろん擬制的側面がつよく、けっして実態ではないが、当時の豪族間の社会的関係性、現実に運営される政治機構や政治的秩序における役割・立場を一定度反映した側面がある。したがって同祖関係は、特定の豪族の社会的位置を考えるうえで、ひとつの素材ともいえる。その点でいえば、畿内豪族との関係性を推察しえない阿岐国造は、大和王権との関係性という点では若干の希薄さを感じさせる。これはその性格を考えるうえで、無視できないことではなかろうか。

また、阿岐国造と東北地方の諸国造との同祖関係には、いわゆる四道将軍説話⁽⁴⁸⁾において大彦命・武渟川別が派遣された北陸・東国と、吉備津彦が派遣された西国の、それぞれの最前線に位置した国造たちの間で取り結ばれた擬制的な同祖関係の意味合いがうかがわれる。それは、大和王権の支配が面的に拡大していく過程で、その外縁部に位置した地域首長の編成を反映したものとも考えられる。

それでは阿岐国造はどのような氏姓を称していたのであろうか。阿岐国造も、律令制への移行のなかで、郡司層をだす豪族として勢力を維持したと考えられる。そこで安芸国において郡領的氏族を抽出すると次の3氏があげられる。すなわち、安芸国沼田郡采女佐伯直那賀女の一族である佐伯直氏⁽¹⁹⁾と、安芸国采女凡直貞刀自が編附されていた賀茂郡凡直氏⁽⁵⁰⁾、さらに仲県国造という本姓に

復した高宮郡大領三使部直弟継らの三使部直氏⁽⁵¹⁾である。

三使部直は三使部を現地において統率する首長に与えられた氏姓である。三使部は遠江・三河・ 駿河・筑紫などにも設置されたといわれ、大王や神々に直接奉仕する人またはその徴発にあたるこ とを使命とする部民かと考えられる⁽⁵²⁾。こうした部民を統率するために、仲県国造一族から分氏し たものが三使部直であろう。仲県国造とは、『国造本紀』にみえる吉備仲県国造であるが、平安時代 に高宮郡司の大・少領に三使部直氏が連任しているので、この地域にも根をはっていたと考えられ る。安芸の山間部が、ある時期に吉備の政治勢力と関係をもっていたことも推察されるが、弟継ら は本来の姓に復帰して仲県国造を称したのであるから、阿岐国造氏族とは考えがたい。

賀茂郡の凡直は、采女献上の事蹟から郡司級豪族といえる。凡直姓は、伊予・阿波・讃岐・周防・長門などにみられ、6世紀後半に国造制の二次的編成ないし擬制的編成の所産として登場した国造氏族に賜与された氏姓とされている⁽⁵³⁾。姓の多くは地名+凡直の形式をとったが、律令制以後に地名が国名・郡名となった場合が多く、地名部分が省略され単に凡直のみを称したと考えられている。賀茂郡領である凡直氏も、地名「阿岐」が国郡名とされた結果、凡直を称したと考えられる。

阿岐国造の管治した地域としては、凡直氏が郡司となっている賀茂郡と、阿岐地名から安芸郡を含むと考えられる。しかし、平安初期の史料に「賀茂郡人風早冨麿」とある (54)ように、高田郡風早郷に拠ると思われる一族につながる人物が存すること、平安後期における高田郡や山県郡での凡氏の広範な存在 (55)などから、高田郡域さらには山県郡域まで含まれていた可能性がある。凡直国造の地域社会における政治的地位については諸説があるが、阿岐国造の場合は、賀茂台地やその周辺地域における古墳造営の様相などを勘案すると、絶対的勢力をもっていた国造とは考えがたい。

周辺の国造支配の成立時期や、6世紀代の地域構造など、考察の前提として検討すべき課題は多いが、阿岐国造は地域の小首長を擬制的関係のなかで再編して成立したものであり、その地域における小首長連合の核的存在であったと考えられる。こうした連合的形式が、畿内の特定豪族や大王との関係性を重視した氏族系譜関係から、阿岐国造が疎外されていた要因だったのではないかと考えられる。

凡直氏にたいし、沼田郡の佐伯直氏の場合は系譜的に孤立した存在ではない。「日本書紀」によれば、尾張に移住させられていた「蝦夷」が、さらに播磨・讃岐・伊予・安芸・阿波に移住させられ、5カ国の佐伯部の祖先となったことがしられる (66)。「新撰姓氏録」右京皇別下によれば、こうした5カ国「蝦夷」の統轄には、景行天皇の子稲背入彦命の子孫である佐伯直があたっていたのである。そしてたとえば播磨(針間) 国造は、「国造本紀」では稲背入彦命の子孫とあるので、播磨の佐伯部を統轄する佐伯直氏が針間国造であったことがわかる。つまり「蝦夷」の管轄は、各地の国造級首長に委ねられたのである。

しかも、安芸の佐伯部について「日本書紀」には、摂津の猪名県の「蝦夷」が贄として献上した 鹿が、じつは天皇が愛聴していた鳴声の鹿であったため、天皇がこの「蝦夷」を有司に命じて安芸 の渟田に移住させた、これが渟田佐伯部の祖であるという記事がある⁽⁵⁷⁾。

これらの記事は、必ずしも歴史的事実を述べたものとはいいがたいが、伝承の背後には、律令国家成立以前に「蝦夷」が移住させられて佐伯部とされ、彼らを続轄する氏族として佐伯直が設定され、その一部には国造として大和王権の地方支配をささえるものがあったことがうかがわれるので

ある。こうした伝承等を勘案すれば、渟田佐伯部を統轄したのが、のちに采女佐伯直那賀女を献上する安芸国沼田郡の佐伯直氏であったことは異論ないであろう。奈良時代には、この一族ないしは関係者と考えられる外従五位下駿河介佐伯渟田連三国という人物が活躍し⁽⁵⁸⁾、平城宮からは8世紀前半のものとみなされる「安芸国沼□郡」と記した木簡が出土している⁽⁵⁹⁾ことから、律令制初頭から沼田郡が設置され、その郡司級豪族が佐伯直姓を称していたことが考えられる。

ところで安芸国には、佐伯を冠する郡がある。藤原宮からも「安芸国佐伯郡雑腊二斗」と記した 木簡が出土している⁽⁶⁰⁾ので、佐伯郡が8世紀はじめから設置されていたことがわかる。この郡は、 景行紀にみえる佐伯部の設置に起因すると考えられているが、そうすると安芸地域では2箇所で佐 伯部が設置されたことになる。佐伯郡の郡司級豪族も、佐伯直姓を称していたのであろうか。

佐伯郡にかかわる古代氏族としては、天平10年(738)「周防国正税帳」に佐伯軍団擬少毅とみえる榎本連音足⁽⁶¹⁾と、貞観14年節婦として位 2 階を叙された榎本連福佐売⁽⁶²⁾がしられる。奈良・平安初期をつうじて確認されることや、擬少毅という地位から、榎本連氏が郡司ないしはそれにつぐ有力者であったと考えられる。この榎本連は、6世紀後半の朝鲜諸国との交渉に活躍した大伴連狭手彦の子孫とされ、大伴朴本連とも称する大伴氏の一族である。「倭名抄」では佐伯郡に土茂郷が存在することからも、この地域での大伴系勢力の浸透がうかがわれる。

また、平安時代初期には30町以上の耕地を経営する力田の輩として伊福部五百足や同豊公、若桜部継常らの存在⁽⁶³⁾も注目される。伊福部はその性格について諸論があるが、全国に設置された部民で、「倭名抄」佐伯郡に伊福郷があるので、この地を中心にした伴造氏族の割拠が考えられる。とくに安芸国の伊福部は、安閑天皇の時代に廬城部連枳莒喩が献上した安芸の餘戸の廬城部屯倉⁽⁶¹⁾にも関連すると考えられる。廬城部連は、6世紀代の大和王権の内廷に深くかかわった尾張連と同祖系譜をもつ一族であるから、この時期の佐伯郡域への尾張系豪族の勢力浸透が考えられる。

若桜部は、履中天皇の名代とされるが、実態は6世紀代に設定されたものと考えられる。その管理には膳臣から分立した若桜部臣があたった。「倭名抄」では佐伯郡内に若佐郷をあげており、この郷域に若桜部がおかれ、伴造首長が任命されたと考えられる。ここにも6世紀代の大和王権をささえる畿内豪族の勢力浸透がうかがわれる。

このように6世紀以後の佐伯郡では、畿内諸豪族ひいては大和王権の浸透によって、地域内の中 小首長が王権に直接編成され、国造的存在が解体しつつあったことが考えられる。かりに佐伯部の 設置とこれにともなう国造級豪族からの佐伯直の分立があったとしても、もはや「佐伯国造」は存 在しえない状況となっていたのである。

以上、述べてきたことを概括すれば、大化前代の安芸・備後地域においては、畿内系の大伴・佐伯・尾張・膳氏という大王権力に直結する畿内豪族の勢力が内海沿岸部にその勢力を扶植する一方、備後地域には吉備勢力と擬制的関係を結び、かつ畿内の臣姓系豪族と同祖関係をもつ勢力が蟠踞していた。これら諸氏族にたいし、畿内系豪族とは同祖系譜を有しない在地の中小首長が、広島湾岸から内陸部に展開していたと考えられる。ただし、こうした配置はけっして明瞭かつ静態的なものではなく、かなり錯綜した状態であったと考えられる。佐伯郡域にみられた6世紀代の大和王権と畿内豪族による勢力浸透は、さらにその北方へ展開し、「倭名抄」の山県郡壬生郷の記載から壬生部の設定などが推察される。また後世の史料ではあるが、品治氏の高田郡への展開なども考えられる(65)。

沼田川中下流域が、安芸・備後地域における諸勢力の境界のひとつとなっていたのである。

この状況は、7世紀代に入ると一層複雑になったと考えられる。それは、造船のために安芸に派遣された河辺臣が、妨害しようとする雷神を「其雖雷神、豈逆皇命耶」と威嚇し、任務をはたした伝承 (66) に反映されているといえよう。地域の民衆が祭る神の霹靂の巨木が、皇命によって伐採されるというモチーフは、地域神とそれを信崇する民衆が、大王権力に掌握編成される動向を表現している。しかも河辺臣は蘇我本宗家と同族開係にある氏族で、蘇我政権をささえる存在であった。

河辺臣が派遣された巨木伐採の地は不明であるが、「播磨国風土記」や同逸文などの造船記事⁽⁶⁷⁾ や、「倭名抄」の安芸国沼田郡船木郷の郷名などから、沼田川中上流地域を想定することが可能であろう。そしてこの沼田川の上流には、対吉備政策さらには出雲牽制の視点から注目される安宿が存在している⁽⁶⁸⁾のである。前述のような地域にあらたに勢力の浸透をはかろうとする蘇我系豪族が提携する対象は、畿内諸豪族と系譜関係を有しない、内陸部の中小豪族を想定するのが妥当なのではなかろうか。

すなわち7世紀ごろの沼田川中下流地域は、大伴・佐伯など畿内豪族に系列化されつつある中小首長や国造級首長の所在する内海沿岸部、吉備勢力との関係を残しながらも畿内豪族との同祖関係や部民制に編入される国造級首長が併存する備後地域の境界に位置していた。この地に展開する中小首長層は、大和王権による凡直姓への擬制的編成のもとにありながら、周辺地域の政治勢力との競合・対応、強力に政治的影響力の浸透をはかる畿内の蘇我系豪族の動向に対応をよぎなくされていたのである。まさに錯綜・混迷の状況のなかに、沼田川流域はおかれていたのである。こうした地域的特性は、文献史料以外の資料によっても確認されるのである。以下、こうした点から、安芸・備後の「国界」地域の、特質を整理しておきたい⁽⁶⁹⁾。

この地域における考古学的資料として最も注目されるのは、7世紀前後の沼田川の支流尾原川流域における、終末期古墳文化の展開である。その特徴のひとつは、貞丸1号墳・溜箭古墳や南方神社・大日堂に所在する龍山石製の石棺群である。龍山石は東播地域に産出する凝灰岩で、おもに畿内の7世紀代の古墳に石棺として使用されたものである。

ふたつには、梅木平古墳・御年代古墳の巨石を使用した全長10mをこす畿内的石室の造営である。とくに御年代古墳の石室の構造・築造法は、大和の岩屋山式横穴石室の特徴と共通性をもつものとされている。しかもこの地域では、一部に小型円墳などはあるが、これらに先行するような古墳造営が現段階においては確認できないという点である。このような畿内的色彩をともなった古墳文化が、しかも突然に現出したことに、きわめて重要な歴史的意義が考えられるのである。

さらに、沼田川流域について注目されることは、本郷町船木以北の沼田川中上流域を中心にした、横穴式石室での供献用祭器と考えられる鳥形須恵器や環状瓶などの分布である。これらの儀器の製作時期は、7世紀前半ごろと推定される。特異な形状の祖形として、新羅土器が想定されるので、蘇我氏と密接な関係にあった渡来系工人たちによって製作されたものとされている⁽⁷⁰⁾。以上のような考古学的資料によるかぎり、7世紀の沼田川流域には新たな畿内系勢力の浸透がみられ、内陸部の中小豪族がこれに編成されていった状況がうかがわれるのである。

沼田川流域の地域的特性を反映するような考古学的資料は、尾原川流域の西方、分水嶺をこえた 賀茂川上流域(田万里川流域)にも確認できる。この地には、横穴式石室を内部主体とする10余基 の古墳群が確認されている。このうち最大規模の石室を有する横大道1号墳からは、替・雲珠などの馬具や武具とともに金銅製冠片が出土し、8号墳からは銅椀が出土している。またその南方には2基の青田古墳群があるが、その周辺からは亀甲形陶棺と考えられる陶棺破片が採集されている。陶棺破片については、突帯、棺身・棺蓋の接合部、内外面の調整法から畿内の陶棺との共通点を指摘する意見がある⁽⁷¹⁾。しかし、比較の範囲と対象が限定されすぎており、また棺蓋突起の特徴など古備的要素もあるようであり今後の研究がまたれる。いずれにしろ、陶棺破片の存在から、この地域と畿内ないし吉備系文化圏との関係があらためて注目される。

このような考古学的資料からうかがわれる地域的特性は、7世紀後半以降の寺院建立とりわけその軒丸瓦の文様などにひきつがれ、さらに地域性がつよまってくる。安芸・備後地域における7世紀後半の仏教文化の浸透は、「日本霊異記」上巻第7語にみえる三谿寺建立説話からも確認することができる。またその後の寺院造営の活発化は、備後とりわけ三次盆地周辺部と芦田川下流域出土の軒丸瓦などによっても追認できる。しかし、こうした動向も地域的には限定されたものであり、これ以外では沼田川支流梨和川流域の横見廃寺跡と、高田郡の吉田町明官地廃寺跡や向原町の正敷殿廃寺跡、さらには広島湾岸の伝光見寺跡・道隆寺跡など安芸西部にみられる程度(72)である。

寺院造営に関して注目したいことは、おなじ畿内寺院文化の影響をうけてはいるが、地域によってその様相が異なることである。たとえば備後南部地域では法隆寺藤原宮式ないし川原寺式軒丸瓦系が優位なのにたいし、安芸西部地域では山田寺系軒丸瓦が使用され、横見廃寺からは山田寺と同范の瓦が出土している。また広島湾岸では百済系素弁蓮華文軒丸瓦が出土するなど、軒丸瓦の文様の相違から、受容主体の相違が想定できることである。こうした地域間の相違は、いわゆる「水切り瓦」の分布からもうかがわれる。

水切り瓦は、周知のように下端部に三角状の突起が存在する軒丸瓦で、三次市の寺町廃寺・寺戸 廃寺・上山手廃寺、庄原市の神福寺廃寺、高田郡吉田町明官地廃寺、豊田郡本郷町横見廃寺、世羅 郡世羅町康徳寺廃寺のほか、総社市栢寺廃寺、岡山市大崎廃寺などで出土している。これにたいし 備後南部地域では、現段階では確認されていない。

『日本霊異記』の備後国三谿寺に比定される寺町廃寺においては、7世紀末期から平安時代まで水切り瓦が継続的に使用され、その誕生もこの寺であるとされている。そしてこの「水切り瓦」の最も古いものの文様は、岡山県栢寺廃寺の軒丸瓦と同范の可能性が指摘されている。備後北部地域の政治勢力と備中の政治勢力とが一定の関係を保持していたことがうかがわれる。しかし、「水切り瓦」は、備後南部地域を囲むように分布しながらも、まだ備後南部では確認されていない。すなわち備後南部地域と、備後北部地域・安芸地域との関係の希薄さが想定されるのである。こうした備後南部系と備後北部・安芸系の接点が、芦田川支流御調川の御調郡本郷平廃寺である。この寺院跡から出土する軒丸瓦は、備後南部にみられる川原寺式の様式をみせながらも、周縁に低い三重圏をめぐらすなど横見廃寺の影響がうかがえる (74) のである。

以上みてきたごとく、考古学的知見からみても芸備地域においては、畿内系文化の影響が顕著でありながらも、その内部においては幾つかの異質な要素が存在している。しかもなお、独自性を追及しようとする方向も存在していたことがうかがわれる。このような複雑な文化的様相は、これらをうけいれる主体の多様性、ないしは錯綜性を示しているのではなかろうか。文献史資料からえら

れた結論もあわせると、安芸・備後の「国界」は、芦田川中下流域の備後南部勢力と、のちの沼田郡域に蟠踞する佐伯直系勢力、その北方に展開する阿岐凡直系勢力とが競合する部分であり、そのなかで阿岐凡直系勢力を構成する中小首長の大和王権さらには蘇我氏系豪族による直接的な掌握、地域編成が進行していた状況が推察されるのである。すなわち、沼田川流域は、地域権力の多様性、錯綜性が顕著な地域であった。このような地域を、静態的な権力編成の構図である行政区分のなかに編入しようとする場合、かなりの模索が必要だったのではなかろうか。

4. 加毛評柞原里の移管と令制国「安芸・備後」

前節では、「安芸国加毛郡柞原郷」から「備後国御調郡柞原郷」への変更の可能性を考えるために、その前提として7世紀における安芸・備後「国界」地域が、政治的・文化的に錯綜した地域であったことを検討した。したがってそこには、小規模な地域単位での一体性と同時に、権力編成の如何によっては、異なる行政区分のもとに再編入させられる状況が存在したのではないかと考えられる。以下、8世紀前半の状況から、その可能性を検討してみたい。

8世紀初頭の大宝律令の施行は、けっして律令国家の完成ではない。律令の施行によって現出してくる実態と法の矛盾をまえに、律令政府はさまざまな改正をもとめられたのである。慶雲年間から和銅年間の諸改革、さらには養老律令の編纂なども、このような具体的な運用にそくしたものであった。こうした諸政策のなかで、本稿の観点から注目したいことは、行政区画の改編である。

大宝令の施行、すなわち評から郡への移行にさいして郡の分割・統合があったことはすでに指摘されている (75)。しかし、こうした行政区画の変更が正史に記載されたのは、和銅 2 年 (709) の遠江国長田郡の分割が嚆矢である (76)。これ以後、後述の山陽地域での改編や令制国の創設とそれにともなう改編、民衆の移管にともなう建郡などが正史に散見される (77)。こうした改編が、比較的特定の国や地域に集中している傾向がうかがわれるとともに、たとえば石城・石背両国の廃止時期がみえないなど、行政区画の改編がすべて正史に反映されたわけではない (78)ことに注目したい。

山陽道地域に関しては、和銅2年に「備後国葦田郡甲努村、相去郡家、山谷阻遠、百姓往還、煩費太多。仍割品遅郡三里、隷葦田郡、建郡於甲努村」と備後南部地域の改編が実施され、ついで同6年に美作国の分立がおこなわれている⁽⁷⁹⁾。さらに養老5年(721)にも「分備前国邑久赤坂二郡之郷、始置藤野郡。分備後国安那郡、置深津郡。分周防国熊毛郡、置玖珂郡」という改編がおこなわれている⁽⁸⁰⁾。こうした行政区画の改編が、律令制的支配の浸透と効率化、地域掌握の強化を意図していたことは間違いないが、その一方で、それは地域社会の歴史的世界の強靭さを反映するものであったといえよう。

この地域でも、正史に記録されない改編があったことがすでに指摘されている。前述の「備前国 珂磨郡」木簡に関する吉田晶氏の研究は、郡の消滅さえありえたことを明らかにしている。また平 城宮跡からは、「備後国御調郡/諫山里白米五斗」という記載の木簡が出土している (81)が、『倭名聚 抄』によると御調郡には諫山郷はなく、隣郡沼隈郡に諫山郷がある。この点について福尾猛市郎氏 は、木簡の郡里表記を参考にしながら、平城遷都後の和銅年間か霊亀元年 (715) かには諫山里は御 調郡に属していたことを指摘されている。そして、沼隈郡が 4 郷の下郡であること、『倭名抄』の備 後国の郡数12と『律書残篇』の郡数とが一致することから、沼隈郡が天平12年 (740) 以前に御調郡

から分立したことを述べられている⁽⁸²⁾。

沼隈郡については「備後国沼隈郡調鐵十廷 天平六年」と記す木簡が出土している⁽⁸³⁾ので、その成立は奈良時代前半にさかのぼるであろう。あるいは、郡の分立というよりも、郡域の改福を考えるべきかもしれないが、いずれにしろ郡の改編が正史に記載されないことは十分ありえたのである。したがって郡・郷の行政区分を固定的にとらえることは、さまざまな弊害をもたらすのではないかと考える。そして、それは令制国に関してもおなじだったのではないかと考えられる。このような、ふたつの国にまたがる行政区分の改編を考えるとき、注目されるのが次の史料である⁽⁸¹⁾。

割越前国之羽咋・能登・鳳至・珠洲四郡、始置能登国。割上総国之平群・安房・朝夷・長狭四郡、置安房国。割陸奥国之石城・標葉・行方・字太・曰理、常陸国之菊多六郡、置石城国。割白河・石背・会津・安積・信夫五郡、置石背国。割常陸国多珂郡之郷二百一十烟、名曰菊多郡、属石城国焉。

石城・石背両国は養老年間に一時的に建国された行政区画であるが、ここで注目したいのは、石城国の設置、とりわけ常陸国多珂郡の一部を割いて菊多郡とし、これを石城国につけるという記述である。「常陸国風土記」多珂郡項によれば、多珂郡は律令制以前はのちの石城郡域とともに多珂国造の支配する地域であったが、白雉4年(653)とおもわれる癸丑の歳に「多珂評」がさらに多珂評と石城評へ分割され、令制国整備とともに多珂郡が常陸国に、石城郡が陸奥国に管隷されていた(85)のである。そして、この石城国建国に際して、さらに多珂郡の二百戸を割いて菊多郡とし、石城国に編入したのである。

ところで【国造本紀】によれば、この地域には高国造のほかに道口岐閇国造・道奥菊多国造と石城国造が任命されていたことがしられる。この国造の配置と「常陸国風土記」の記事をあわせ考えれば、この地域は本来複数の中小首長が群立していた地域であったが、おそらく大化5年(649)にこれらを一括して「多珂評」に編成されたが、地勢的な理由で多珂評・石城評に分割され、さらに多珂郡が多珂・菊多両郡に分割され、菊多郡が石城国に編入されたものと考えられるのである。

北関東の巨大な地域政治勢力である「毛野」の外縁部に位置し、また北方の「蝦夷」社会への最前線に位置する地域の中小首長が、いったんはそれぞれ陸奥・常陸両国の管隷下に編入されながら、養老2年、より強固な「蝦夷」侵攻を展開しようとした律令政府によって、再編成をうけて常陸・石城両国に分割されなおしたことがうかがわれるのである。それは、律令国家の地域編成原理の転換によって、「国界」が再三変更されたこと、またそのなかで、それぞれの小地域がひとつの歴史的世界としてのまとまりを有していたことがうかがわれるのである。律令国家の論理においては、「国界」というものがかなり便宜的にしかとらえられていないことや、小地域社会の結合力の強靭さなど、境界地域の「国界」の意味を考えるうえで、注目しなければならない点であろう。

ところで、この石城・石背両国地域は、「国造本紀」にみえる菊多・阿尺・思・伊久・染羽・浮田・信夫・白河・石背・石城の10国造が管治してきた地域である。この国造たちのうち、菊多・石背・石城国造は多珂国造と同じく建御狭日命を先祖とし応神天皇の時代に国造となったとする伝承を共有するのにたいし、阿尺・思・伊久・染羽・信夫・白河国造らは、阿岐国造とともに天湯津彦命を共通の先祖とし、成務天皇の時代に国造となったという伝承を有している。

この両者は、現在の福島県中央部から東部地域で、錯綜して存在していたようであり、これら国

造に任命される中小国造たちは、同祖関係による擬制的な統合、評への統合と分割、さらには建国による統合と、再三にわたる地域社会の改編をうけなければならなったのである。このような歴史性をもつ地域が、前述のような中小首長らの二次的・擬制的編成の結果である阿岐国造と、先祖を共有する伝承を有していることに、一定の意味をみいだすことも可能ではないだろうか。それは、国家の原理によって再三にわたる地域社会の改編をうけざるをえなかったという共通性である。

すなわち、前節で明らかにしたように地域権力の多様性、錯綜性が顕著であり、しかもそこに広 範な中小首長の存在を想定できる安芸地域の海岸部から沼田川流域もまた、決して安定的な「国界」 地域ではなかったことが、反映されているのではないだろうか。

以上、古代国家成立期における、地域社会の行政単位への改編が、紆余曲折をへながらおこなわれたことを論じながら、安芸国加毛郡柞原郷から備後国御調郡柞原郷への移管、「国界」変更の可能性を考えてきた。もし、こうした想定が可能であるならば、その転換はいかなる歴史的状況のもとで実施されたのであろうか。以下、8世紀前半の安芸・備後地域の状況を検討しておきたい。

「加毛郡柞原郷阿斐里」という木簡の記載から考えるならば、柞原郷はいわゆる郡郷里制が実施されていた霊亀3年~天平10年の一時期には、加毛郡々司に管隷されていたことは確かである。この、8世紀前半の安芸国行政にかかわることで最も注目されることは、天平4年に備後守となった石川朝臣夫子が知安芸守事を兼ねた⁽⁸⁶⁾ことである。

知安芸守事とは、8世紀前半に王権や政情の安定を図るために親王が知太政官事として太政官へ参画したように、備後国司石川夫子が安芸国の政務に参画するということであろう。おなじような例として、養老6年に阿倍広庭が知河内和泉事に任じられている⁽⁸⁷⁾。広庭の就任は、養老3年の河内摂官・摂津摂官など、国司をおかず直接に政府高官が地方政治にあたる制度を継承したものである。石川夫子の場合も、安芸守が任命されず、実質国司長官の権限があたえられたものと考えられるが、あるいは備後と安芸に格の違いを含ませた表現とも考えられる。

このように、国守が隣国の守の政務を統轄した例としては、筑後守道君首名が肥後国を兼ね治めたことや美濃守笠麻呂が尾張守を兼ねた例⁽⁸⁸⁾などがある。首名・笠麻呂ともに良吏として評価のたかい人物である。ことに首名は潅漑などの治績もあり、積極的に部内に入り込んでいたことがしられる。石川夫子については、経歴もあまり明確ではないが、筑後・肥後、美濃・尾張それぞれにみられる政治的・文化的な一体性が、備後と安芸についても意識されていたことがうかがわれる。

天平年間より以前、地方行政の監督制度として導入された按察使制においても、安芸国司は備後守の管轄下にあった。按察使となった備後守は「其所管国司、若有非違及侵漁百姓、則按察使親自巡省、量状黜陟。其徒罪已下断决、流罪以上録状奏上。若有声教条条、脩部内粛清、具記善最言上」という権限をもって、安芸国司に臨んだのである。のちに按察使の管隷関係の見直しがおこなわれたときも、備後守による安芸国司管隷に変更はない⁽⁸⁹⁾。按察使自体についてはその効果が疑問視されているが、この時も美濃守笠麻呂が「道」の異なる尾張国司を管轄したように、所管・被官の国々のあいだには、なんらかの地域的関係性があったことがうかがわれる。

このような8世紀前半の備後・安芸国の関係、とくに国司の統括関係をみると、「安芸国」の令制国としての行政主体の未熟さ、ないしは脆弱さが感じられる。こうしたひ弱さとともに、その背景には前述してきたような政治的・社会的あるいは文化的な関係性、さらには安芸・備後にたいする

中央政府の地域認識の相違もあったものと考えられる。

この点では、養老元年の元正天皇の東国行幸にさいして、「山陰道伯耆以来、山陽道備後以来、南海道讃岐以来、諸国司等詣行在所、奏土風歌舞」という記事 (90) が注目される。この東国行幸と行宮での歌舞奏上が、一種の服属儀礼としておこなわれたことは周知のことであるが、ここには安芸は含まれていない。すでにこれ以前に、東は遠江、西は安芸を限って造宮の役丁が徴発されている (91) ことや、「令伊勢尾張参河伊豆近江越前丹波因幡伯耆出雲播磨備前備中備後安芸紀伊阿波伊豫讃岐等廿一国、始織綾錦」という政策がとられる (92) など、税制・財政上での安芸国の位置づけが確立している。しかしながら、養老の服属儀礼の際に備後までが供奉の対象とされたことは、たんに中国・遠国の差異ではなく、大和政権以来の備後と安芸にたいする関係性の相違、備後と安芸の間に一種の隔絶を感じる地域認識があったことをしめすものではなかろうか。王権内部の精神的距離感でいえば、備後と安芸には大きなへだたりがあったのである。

このような認識は、さかのほれば律令国家の誕生期の「直広参波多朝臣牟後閇為周防捻領。直広参上毛野朝臣小足為吉備捻領。直広参百済王遠宝為常陸守」という記事⁽⁹³⁾に、すでに反映されているといえよう。吉備と周防という、大和王権以来の親近感のある地域に比べれば、安芸は歴史的に違和感があり、存在感の希薄な地域であったのかもしれない。神亀元年に安芸国が近流の国とされた⁽⁹⁴⁾のも、こうした違和感と「異境」感があったものといえよう。異境にたいしては、明確な地理認識はありえないのである。

天平期の安芸・備後地域を考えるうえで、次に注目したいのは天平元年の「為造山陽道諸国駅家、 充駅起稲五万東」という記事⁽⁹⁵⁾である。山陽道の駅家は「勅。備後安芸周防長門等駅館、本備蕃客、 瓦葺粉壁、頃年百姓疲弊、修造難堪。或蕃客入朝者、便従海路。其破損者、農閑修理」といわれ る⁽⁹⁶⁾ように、対外的な配慮もあって瓦葺粉壁の駅舎であった。このような瓦葺粉壁の駅舎への改造 が、天平期に開始されたと考えられるのである。駅舎のあらたな建設が、備後・安芸・周防の人々 にとって大きな負担となったことは間違いないであろう。

さらにこの天平元年から「班口分田、依令収授、於事不便、請、悉収更班。並許之」という (97) ような、旧来の耕作関係に大変動をもたらす班田が開始されている。新たな負担の増加と、旧来の耕地と人間との関係性の否定が、人びとにさまざまな不安を生じさせたことは十分考えられることである。「安芸周防国人等妄説禍福、多集人衆、妖祠死魂、云有所祈」という状況が生じた (98) のは、このような人びとの不安が背景にあったものと考えられる。

前述の勅にもあるごとく、駅舎は恒常的な補修が不可欠であった。こうした補修維持の財源となったのが、駅起稲という出挙本稲である。したがって、これに応じて駅起稲を借りうけ利稲を納める民衆の存在が不可欠であった。さらに、駅舎を核とした駅機能の遂行には、駅子を徴するための一定の郷戸数、すなわち郷数もまた必要であった。こうした駅と民衆との関係について注目されるのが、次の史料 (99)である。

備前国守従五位上石川朝臣名足等解、藤野郡者、地是薄堉、人尤貧寒、帯西海之達道、迎送相尋、馬疲人苦、交不存済、加以頻遭旱疫。戸纔三郷、人少役繁、何能支弁。伏乞、割邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨佐伯二郷、上道郡物理肩背沙石三郷、隷藤野郡。

3 郷では駅家の機能を維持できないので、周辺の郡の一部を藤野郡に編入し、必要な民力を確保

するために郡郷の改編を実施しようというのが、石川名足の奏上の内容である。この奏上が許可され、藤野郡は3郷の小郡から9郡の中郡に昇格しているのである。山陽道に位置する郡の負担の大きさは、再三上奏されている⁽¹⁰⁰⁾ところであり、また、山陽道における郡界・郡名の変更が、しばしば、駅・津の掌握という中央政府の交通政策に関連したものであることは、すでに指摘されている⁽¹⁰¹⁾ところである。駅制維持のための再編は、十分考えられるところであろう。

このように、駅機能の維持のために、一定郷数の確保が必要であるという観点から考えると、備後国の諸郡郷数は、駅設置郡とそれ以外とでは、明確に区分されている。すなわち、時代はくだるが、「倭名抄」による郷数は、安那郡6、深津郡3、神石郡4、奴可郡4、沼隈郡4、品治郡7、葦田郡6、甲奴郡3、三上郡5、御調郡7 (内2郷は島嶼部に比定される)となっている。このうち、安那・品治・芦田郡には駅家郷がおかれ、御調郡には「延喜兵部省式」諸国駅伝馬条にみえる備後国者度駅と同郷名が編入されている。このような駅家の設置と郡内郷数の均質化は、かなり意図的に郡郷編成が実施された可能性をうかがわせるものではなかろうか。

先述したように、郡里制下ものと考えられる平城宮出土の「御調郡諌山里」木簡から、沼隈郡の新設ないし移管によって、諌山郷が御調郡から分離したことは確実である。その場合、御調郡の郷数が減少し、郡としての駅家の維持機能などが損なわれる可能性は十分にありえたのではなかろうか。こうした不安を解消するために、隣国賀茂郡柞原郷を御調郡に編入したと考えることも可能であろう。そして安芸東部の「国界」の見直しに対応して、「制、安芸周防二国、以大竹河為国堺也」という決定 (102) がおこなわれたと考えれば、一見唐突にみえるこの条文も、一定の歴史的動向を反映したものといえるのである。そして、天平10年の「令天下諸国造国郡図進」という命令 (103) は、郡郷里制から郡郷制への移行の準備という側面とともに、諸国でのこのような処置が完了したことを宣言するものではないかと考えられるのである。

おわりに

4節にわたり、飛鳥池遺跡で出土した木簡に記載されていた「加毛評柞原里」という評里が、大 宝律令の制定に際して、平城宮出土木簡にみえる「加毛郡柞原郷」に改称され、その後の国界の変 更によって「御調郡柞原郷」となったことについて、推測を重ねながら、その背景と再編時期を検 討してきた。樓々述べてきたが、最終的に述べたいことは、郡の改編のみならず、国の境界につい ても、8世紀前半においては幾度かの見直しがあったことを考えるべきであるということである。 その一例が「加毛評柞原里」(「加毛郡柞原郷」)から御調郡柞原郷への改編であり、その前提には、 この地域のもつ錯綜する地域権力と歴史的世界から派生する地域性があった。こうした「国界」の 改編は、行政主体の異動にかかわるものではないから、国家の骨格とそれをささえる官人の動向に 主眼をおく正史が、かかずらわるような問題ではないといえよう。その意味では、これらの改編が 正史に登場する機会はないのではなかろうか。

しかし、国家至上主義の古代史研究から脱皮して、豊かな地域古代史像の形成を志向する近年の研究動向からすれば、こうした改編の事実をほりおこしていくことは、地域史研究の観点のみならず、実は国家支配の様相を考えるうえでも意義あることなのである。こうした研究の進展を祈念しつつ、つたない小稿を閉じることとしたい。

- (1)「『珂磨郡』 木簡について」(『吉備古代史の展開』 第6章、95年塙書房刊、初出91年)以下西暦 は下2桁で記載する。
- (2) 奈良国立文化財研究所 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報 (11)』 (93年刊) 11頁。以下飛鳥 池遺跡に関する記述は、同概報による。また以下の概報類・ 『木簡』報告はすべて奈良国立文化 財研究所の刊行によるので、発刊者名を省略する。
- (3) 「奈良・飛鳥池遺跡」(「木簡研究」14号、92年刊) や花谷浩氏「飛鳥の銅工房」(「月刊文化財」373号、94年第一法規出版刊) では「十月十二日飛鳥弖麻呂二□」の「弖」を「臣」と読んでいる。また「飛鳥・藤原宮遺跡発掘調査概報22」(92年刊) や「奈良・飛鳥池遺跡」ではこれらのほか「立家安麻呂」記載の木簡を採録している。
- (4) 加佐評の地名は東京国立博物館所蔵の弥勒菩薩像の框にみえるが、従来この造像銘にみえる「笠評」を「国造本紀」などにみえる笠臣国造の本拠地と考え、岡山県西部から広島県東部に比定している。これにたいし今泉隆雄氏が、笠評は丹後国加佐評の可能性を指摘されていた(「八世紀郡領の任用と出自」史学雑誌81-12、72年)が、近年京都府舞鶴市浦入遺跡群で「笠百私印」の印文を押した9世紀の製塩土器が確認され、造像銘の笠評も丹後国加佐評ではないかと考えられている(舞鶴市浦入遺跡群埋蔵文化財発掘調査説明会資料、96年8月舞鶴市教育委員会)。また「丙申年七月旦波国加佐評」という干支「丙申」(696年)を記す木簡も藤原宮から出土している(「藤原宮木簡一」(78年刊) 155号)。これにたいし鎌田元一氏は郡制に継承されない評を想定され、その例として評君の称号が使用された飽波評や吉備における笠評を指摘されている(「7世紀の日本列島」「日本通史3」94年岩波書店刊)。鎌田説にしたがうならば、「加佐評」を山陽地域のなかに含めることも可能である。
- (5) 『平城宮木簡三』(81年刊) 2911号。
- (6) 鉄関係木簡としては、「平城宮木簡一」(69年刊) 311~314号、「平城宮木簡二」(75年刊) 2834 号、「平城宮木簡三」3021号、「平城京木簡一」(95年刊) 439号などがある。
- (7) 八木充氏「銅と鋳銭司」(『古代の日本④』91年角川書店刊)。
- (8) 『続日本紀』文武2年3月乙丑条、同年9月壬申条、同月乙酉条。
- (9) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(30)』(95年刊) 7頁。
- (10) 『続日本紀』 天平2年3月丁酉条。
- (11) 【日本三代実録】貞観12年2月25日丁未条。
- (12) 【日本書紀】 斉明天皇7年正月甲辰条。
- (13) 吉田晶氏「古代邑久地域史に関する一考察」(『吉備古代史の展開』第5章、初出84年)。
- (14) 前掲『飛鳥・藤原宮遺跡発掘調査概報 (22)』、飛鳥資料館『飛鳥の工房』 (92年刊)、花谷浩氏 前掲論文。平城宮からも「 □ 申時石川宮□」と記す木簡が出土している (『平城宮木簡三』 2889号) ので、今後の検討が必要であるが、以下現段階での解釈を記す。
- (15) 『平城京木簡一』や『平城宮発掘調査出土木簡概報(23)』(90年刊)、『同(25)』(92年刊)、『同(27)』(93年刊)、『同(28)』(93年刊)など。
- (16) 『藤原宮木簡二』(81年刊) 611号。

- (17) 「播磨国風土記」 揖保郡広山里項 (「日本古典文学大系・風土記」 所収、68年岩波書店刊)。
- (18) 【日本書紀】天武天皇8年3月已丑条。
- (19) 『続日本紀』 天平 4 年 2 月戊子条。
- (20) 「続日本紀」天平15年5月丙寅条。
- (21) 『新日本古典文学大系・続日本紀二』(90年岩波書店刊) 当該条文注解。
- (22) 【長屋王邸宅と木簡】(91年吉川弘文館刊) など参照。
- (23) 【日本書紀】天武天皇5年4月辛亥条。
- (24) 「平城宮木簡二」 2265号。
- (25) 「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報 (6)」(81年刊) 12頁 (以下「/」で表・裏を区別する)。
- (26) ともに『平城宮発掘調査出土木簡概報 (22)』(90年刊) 38頁。
- (27) 「平城宮発掘調査出土木簡概報(24)」(91年刊)30頁。
- (28) 「平城宮発掘調査出土木簡概報(27)」18頁。
- (29) 狩野久氏(「額田部連と飽波評」「日本政治社会史研究上」84年塙書房刊)によれば、当時しられていた評のうち、郡へ継承されないのは、大和の飽波評のみであるとされている。両者のあいだに行政機構上の性格の相違はありえたとしても、評と郡の連続を考えるうえでは参考になろう。
- (30) 「平城宮発掘調査出土木簡概報 (21)」(89年刊) 29頁、「同(25)」20頁、「同(17)」(84年刊) 15頁。
- (31) 「続日本紀」 養老2年5月乙未条。
- (32) 「平城宮発掘調査出土木簡概報(14)」(81年刊) 8頁、「同(22)」39頁。
- (33) 「日本書紀」仲哀天皇2年2月是月条。
- (34) 【日本書紀】応神天皇22年3月丁酉条、同年9月丙戌条。
- (35) 【日本書紀】応神天皇2年3月壬子条。
- (37) 「古事記」中卷孝昭天皇条。
- (38) 【続日本紀】天応元年3月庚申条。
- (39) 『日本霊異記』下巻第二七語。
- (40) 『日本三代実録』 貞観14年8月8日丙午条には、安那郡の安那豊吉売がいちどに3人の男子を 出産して稲や乳母を給された記事がある。
- (41) 【日本書紀】安閑天皇2年5月甲寅条。
- (42) 【古事記】中卷開化天皇条。
- (43) 【日本書紀】仁徳天皇40年2月条。
- (44) 【日本三代実録】貞観6年11月10日癸巳条。
- (45) 「東寺長者補任」延喜6年条(「群書類従」巻58)。
- (46) 吉田晶氏 「日本古代国家成立史論」(73年塙書房刊) 第3章。
- (47) 『日本書紀』安閑天皇2年には、先述の婀娜国の膽殖屯倉・膽年部屯倉以外に、備後国に後城 屯倉・多彌屯倉・来履屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉がおかれたことが記されている。これらの屯倉

- の比定地は未詳であるが、大和王権との結合の深さがうかがわれる。
- (48) 『日本書紀』崇神天皇10年9月甲午条、『古事記』中巻崇神天皇条など。
- (49) 『日本後紀』延暦15年11月己酉条。
- (50) 【日本三代実録】貞観元年4月3日戊子条。
- (51) 『日本三代実録』 貞観4年7月10日丁丑条。
- (52) 佐伯有清氏 「新撰姓氏録の研究考証編第一」(81年吉川弘文館刊) 446頁。
- (53) 凡直については、八木充氏「律令国家成立過程の研究」(68年塙書房刊) 第1編第1章、同 『日本古代政治組織の研究』(86年吉川弘文館刊) 後編第2章、松原弘宣氏『日本古代水上交通史 の研究』(85年吉川弘文館刊) 第1編第1章などを参照。
- (54) 【続日本後紀】天長10年10月辛卯条。
- (55) 【広島県史古代中世資料編Ⅲ】(78年広島県刊) 所収の「新出厳島文書10」白日正覚田地売券 (『平安遺文』769号文書)、同「野坂文書3」書生凡貞行田地売券写(『平安遺文』1126号文書)、 同「御判物帖13」権中納言平清盛家政所下文(『平安遺文』3285号文書)、同「新出厳島文書41」 伊都岐島社領安芸国壬生荘立券文(『平安遺文』3568号文書)などによる。また『倭名抄』によれ ば山県郡に賀茂郷があることも注目される。
- (56) 【日本書紀】景行天皇51年8月条。
- (57) 「日本書紀」仁徳天皇38年7月条。
- (58) 『続日本紀』延暦元年閏正月庚子条、同延暦2年6月乙丑条。
- (59) 【平城宮発掘調査出土木簡概報(22)】 7頁。
- (60) 「藤原宮木簡一」178号。
- (61) 「大日本古文書二」(01年東京帝国大学刊)。
- (62) 【日本三代実録】貞観14年12月26日壬戌条。
- (63) 【続日本後紀】天長10年10月辛卯条。
- (64) 【日本書紀】安閑天皇元年閏12月条。
- (65)「野坂文書 3 」品治光延田地売券写(「広島県史古代中世資料編Ⅲ」所収、「平安遺文」1305号文書)。
- (66) 【日本書紀】推古天皇26年是歳条。
- (67) 加藤謙吉氏『蘇我氏と大和王権』(83年吉川弘文館刊)第三の一によれば、播磨では賀茂郡の森林から船木連が造船用の材木を伐採したことが、伝承として伝えられていたことに注目したい。
- (68) 門脇禎二氏「古代あすかの諸相」(『地方文化の日本史2 古代文化と地方』、78年文一総合出版刊) 所収。
- (69) 以下の考古学的知見は、とくに言及しないかぎり 「広島県史 考古編」(79年広島県刊)、脇坂 光彦氏・小都隆氏著『日本の古代遺跡25広島』(86年保育社刊)によった。
- (70) 河瀬正利氏「広島県出土の鳥形須恵器」(『芸備古墳文化論考』、85年芸備友の会刊)。
- (71) 田邊英男氏「竹原市毘沙門岩下採集の陶棺」(『芸備古墳文化論考』)。
- (72) 寺院瓦関係については注69以外に「安芸と備後の考古学」(『広島県立歴史民俗資料館研究紀要』 1、97年刊)の妹尾周三氏報告(「瓦からみた安芸と備後」)を参照。

- (73) 岡本寛久氏「『水きり瓦』の起源と伝播の意義」(『吉備の考古学的研究』、92年山陽新聞社刊)。
- (74) 【広島県史 考古編】 V 歴史時代。
- (75) 狩野久氏前掲論文。
- (76) 「続日本紀」和銅2年2月丁未条。
- (77) たとえば、「続日本紀」巻20まででは、出羽国建国にともなう最上・置賜郡の移管(和銅5年9月条、同年10月条、霊亀2年9月乙未条)や陸奥国丹取郡(和銅6年12月辛卯条)・苅田郡(養老5年10月戊子条)の設置、丹後・大隅・美作(和銅6年4月乙未条)、能登・安房(養老2年5月乙未条)、諏方(養老5年6月辛丑条)など令制国の設置や、人びとの移住などによる美濃国席田郡(霊亀元年7月丙午条)、武蔵国高麗郡(霊亀2年5月辛卯条)、大隅国菱刈郡(天平勝宝7歳5月丁丑条)、武蔵国新羅郡(天平宝字2年8月癸亥条)の設置などのほか、既存の郡を分割した摂津国能勢郡(和銅6年9月己卯条)・遠江国山名郡(養老6年2月丁亥条)の設置、堅上・堅下両郡を統合した河内国大縣郡の設置(養老4年11月乙亥条)などがある。
- (78) 米田雄介氏は、広域な管轄域をもった渕評が律令制施行にともない遠江国敷智郡となり郷里制施行期に数郡に分割されたことを指摘されている(「律令国家成立期の遠江国」「伊場木簡の研究」81年東京堂出版刊)。また工藤雅樹氏は、和銅6年に設置された丹取郡が、神亀5年ごろ分割され黒川郡など11郡となったことを指摘されている(「石城、石背両国の分置と広域陸奥国の復活」「律令国家の構造」89年吉川弘文館刊)。評や8世紀初頭の郡の性格などから考えると、「加毛郡」ものちの賀茂郡のみならず周辺の郡を包摂して登場した可能性が高いのではなかろうか。
- (79) 「続日本紀」和銅2年10月庚寅条、同和銅6年4月乙未条。
- (80) 【続日本紀】養老5年4月丙申条。
- (81) 【平城宮木簡二】2263号。
- (82) 【広島県史 原始 古代 通史 I 】 V律令政治の展開、広島県80年刊。
- (83) 【平城宮発掘調査出土木簡概報(22)】(90年刊)38頁。
- (84) 【続日本紀】養老2年5月乙未条。
- (85) この理解は、鎌田元一氏「評の成立と国造」(『日本史研究』176、77年刊) による。
- (86) 『続日本紀』 天平4年9月乙巳条。
- (87) 【続日本紀】養老6年3月戊申条、なお「新日本古典文学大系・続日本紀二」の補注8-40な らびに補注9-5を参照。
- (88) 【続日本紀】養老2年4月甲亥条、同霊亀2年6月甲子条。
- (89) 『続日本紀』養老3年7月庚子条、同養老5年8月癸巳条。
- (90) 「続日本紀」 養老元年9月戊申条。
- (91) 【日本書紀】皇極天皇元年9月辛未条。
- (92) 【続日本紀】和銅5年7月壬午条。
- (93) 【続日本紀】文武天皇4年10月己未条。
- (94) 「続日本紀」神亀元年3月庚申条。
- (95) 【続日本紀】天平元年4月癸亥条。
- (96) 【日本後紀】 大同元年5月丁丑条。

- (97) 【続日本紀】天平元年3月癸丑条。
- (98) 『続日本紀』天平2年9月庚辰条。
- (99) 『続日本紀』 天平神護2年5月丁丑条。
- (100) 【類聚三代格】卷7大同元年6月1日太政官符、同18大同2年10月25日太政官符。
- (101) 吉田晶氏前掲注(1)著書第5章、第6章などを参照。
- (102) 『続日本紀』 天平6年9月甲戌条。
- (103) 【続日本紀】 天平10年8月辛卯条。

(付記)

本稿は広島大学文学部古瀬清秀助教授を代表者とする文部省科学研究費補助基盤研究(C)(2)の研究成果の一部である。本稿をなすにあたって第9回中国四国古代史研究会において報告し、種々の貴重なご指摘を賜わった。ご指摘をうけて、構成を変更したり、論旨を補強するなど再考した点も多々あるが、筆者の力量不足から、ご指摘をいかしきれなかったことも多い。深謝の意とともに、お詫びして後日を期したい。